

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月1日から53年7月1日まで
② 平成11年3月1日から12年5月21日まで

申立期間①について、A株式会社でアルバイトとして3か月くらい勤務した後、正社員となり店長にもなった。給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたことを確認していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、株式会社Bでの給与額は70万円くらいだったのに、国（厚生労働省）の記録では標準報酬月額が30万円から32万円になっているので、70万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和51年4月1日取得から52年11月22日離職まで）から、申立人は、申立期間①のうち、昭和52年11月22日までA株式会社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の従業員等の証言からA株式会社では100人以上の従業員が勤務していたことがうかがえるものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者数は最少で5人、最多でも13人であり、このうち男性被保険者は社長を含む3人確認できるところ、当時の社長からは、被保険者であった男性二人は営業担当者であったとの証言を得ている。

また、前述の厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、女性被保険者について、同僚等の証言から職種が分かった者は、事務担当者、C業務及びD

業務担当者であり、申立人と同様にE業務を担当していた者は確認できないことから、申立期間当時、A株式会社ではE業務を担当する従業員は、厚生年金保険に加入する取扱いではなかったものと考えられる。

また、A株式会社は昭和54年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については当初59万円と記録されていたところ、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成12年5月21日）の後の平成12年5月23日付けで、11年3月から同年9月までは32万円に、11年10月から12年4月までは30万円に、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間当時、株式会社Bの取締役であったことが確認できる上、当時の従業員から、同社には事務担当者はおらず、会計事務所に委託していたが、会計事務所への連絡等は申立人が行っていた旨の証言を得ていることに加え、別の従業員からは同社の清算手続は申立人が担当していたとの回答も得られたことから、申立人が社会保険事務に関与していたことがうかがえる。

また、申立人も、株式会社Bでは事務担当者を雇用しておらず、社会保険手続は会計事務所に委託していたと述べているが、自身が会計事務所への連絡や従業員の社会保険の届出に係る資格取得及び喪失等の書類への押印を行っていたと供述していることから、当該標準報酬月額の遡及訂正処理について関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「当時、会社が倒産してすぐに、社会保険事務所（当時）の職員が来社し、滞納保険料が整理される旨説明を受け、自分自身で押印して遡及訂正の書類を提出したが、そのことが、年金受給に影響するとは、当時、考えなかった。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は同社の取締役として社会保険事務についても権限を有しており、自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 11 日から 37 年 11 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A株式会社で機器類の修理担当として2年くらい勤務した。

申立期間②については、B株式会社の社長が、A株式会社の社長と友人であったことから、B株式会社の社長に機器類を30台くらい購入してもらい、その修理のために私が同社に入社し、C業務担当者として2年くらい勤務した。

申立期間③については、23歳くらいで事業を興し、当初は個人事業所として、25歳からは法人事業所として有限会社Dを7年以上経営しており、全道のホテル及びドライブインに機器類の販売や修理の業務をしていた。同社に係る国（厚生労働省）の厚生年金保険の加入記録は1年しかないが、申立期間当時は法人として経営をしていた期間であり、当時は社会保険料の口座振替制度が無く、毎月、社会保険事務所（当時）の職員が集金に来て社会保険料を支払っていた。

全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はE市F区に所在していたA株式会社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、法務局に照会しても、同事業所に係る商業登記簿謄本は無いとの回答があった。

また、オンライン記録において、A株式会社と同名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できるものの、当該事業所の所在地はE市G区であり、適用事業所となったのは昭和39年3月1日となっている。

さらに、当該事業所の元事業主に確認したところ、事業所の業務内容についても申立内容とは一致しておらず、元事業主が記憶している従業員の出身地は申立人とは相違している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶していた同僚の氏名も確認できないことから、当該事業所は申立事業所とは別の事業所と考えられる。

加えて、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、同僚4人についても名字しか記憶していないため本人を特定することができず、申立事業所の存在及び申立人の勤務実態等を確認できる証言等は得られなかった。

申立期間②について、申立人はB株式会社に勤務していたと申し立てているが、健康保険厚生年金保険事業所名簿によれば、B株式会社と同じ事業主による「H社」という健康保険のみの適用事業所が確認できるところ、同事業所に係る健康保険被保険者名簿に、申立人の昭和37年11月1日から39年3月26日までの加入記録が確認できる。

また、申立期間又はその前後の期間に「H社」において健康保険の被保険者であった同僚3人は、同事業所から厚生年金保険は加入していない旨の説明を受けたと回答している上、そのうちの一人は「会社から、現場の従業員については、健康保険しか加入していないと言われた。」と供述している。

さらに、前述の3人からは、健康保険にのみ加入していた期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られない上、B株式会社は平成14年10月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も亡くなっていることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間③について、有限会社Dに係る商業登記簿謄本によれば、同社の設立年月日は昭和43年9月18日となっており、申立期間のうち同日より前の期間については、申立人は個人事業主であることから、厚生年金保険法第9条に該当せず厚生年金保険に加入することはできない。

また、有限会社Dは昭和47年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前に適用事業所となった記録は見当たらない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、記号番号が新規に払い出された5人（申立人を含む）の当該記号番号の払出日は同年10月16日と確認できることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録に不自然さは見当たらない。

さらに、有限会社Dが適用事業所となる前から勤務していたとする従業員二人からは、厚生年金保険の加入記録に間違いは無い旨の回答があり、同社が適

用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等も得られなかった。

加えて、申立人は、当時は社会保険料の口座振替制度は無かったため、社会保険事務所の職員が毎月、社会保険料の集金に来ていたと述べているが、申立期間は有限会社Dが厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、適用事業所ではない事業所に社会保険事務所の職員が集金に来ていたとは考え難い上、日本年金機構 I ブロック本部 J 事務センターからは、「当時は既に口座振替制度は存在しており、保険料を滞納している事業所以外を訪問し社会保険料を集金することはなかった。」との回答を得ている。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 8 月まで
株式会社Aには、B業務担当で2年以上勤務していた。厚生年金保険の加入記録は6か月しかないが、勤務期間はそんなに短い期間ではなかったため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、申立人が記憶していた二人を含む15人に連絡が取れたが、申立人を覚えていると回答したのは、申立人が記憶していた同僚一人のみであり、当該同僚は申立人の勤務期間については分からないとしていることから、申立人が申立期間において、勤務していたことを確認できない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和35年9月1日となっているが、申立人は同日より前から勤務していたと申し立てしているところ、前述の同僚15人のうち13人は、自分が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入記録はおおむね一致している旨を回答している上、勤務期間は不明と回答した一人を除く残りの一人は、「試用期間は6か月あったが、試用期間中に給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明である。」と回答しており、厚生年金保険に未加入となっている期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、商業登記簿謄本によれば株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の取締役で、後に代表取締役となった者は、「資料等は残っておらず、高齢のため何も覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間の勤務実態等について確認することができなかった。

このほか、申立人は申立内容を変更している等、申立期間について記憶が曖昧である上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から63年3月1日まで
昭和61年8月から63年3月までの間の1年くらい、A株式会社の社命によりB株式会社に研修生として勤務していた。

ほかの会社にも研修生として勤務したが、いずれもA株式会社を經由して給与を受け取っており、申立期間については、同社で厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社からの回答及び雇用保険の加入記録(昭和61年9月1日取得から62年12月29日離職まで)から、申立人は、当該雇用保険の加入期間において、同社に在籍しながらB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、「従業員を各会社に特別研修生として派遣しており、その間の各種保険については(派遣先の)会社で加入となるので、研修が終わった時点で再度、当社で厚生年金保険等の加入手続を行っていた。しかし、B株式会社からは、派遣した従業員は厚生年金保険に加入させることができないので、各自で国民年金に加入するようと言われた記憶がある。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人は申立期間の前後の期間において、A株式会社又はB株式会社とは別の会社において厚生年金保険に加入している記録となっており、複数の同僚についても、A株式会社に係る厚生年金保険の加入記録に引き続き別の会社での加入記録は確認できるが、B株式会社での加入記録は確認できない。

また、前述のとおり、申立人は申立期間当時、A株式会社ではなくB株式会社において雇用保険に加入している記録となっているところ、A株式会社は雇用保険の加入記録について、「他の従業員の雇用保険の資格取得届はあるが、

申立人のものが無い。給与の支払いが無かったからだと思う。」と回答している。

さらに、A株式会社が保管している申立期間における厚生年金保険に係る資格取得届等からは、申立人に係る届出は確認することができず、オンライン記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所(当時)において、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月20日から45年8月16日まで
② 昭和40年7月20日から45年8月16日まで

申立期間①について、当時のA株式会社の給与明細書があり、給与は国(厚生労働省)の記録にある標準報酬月額より多くもらっていたので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、利益配当金や燃料手当、賞与が支給されていたが、これらが国(厚生労働省)の記録に無く、年金の給付に反映されていないのもおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額の記録は、昭和40年7月から43年10月までは5万6,000円、同年11月から44年10月までは6万円、44年11月から45年7月までは8万円となっているところ、申立人は7万8,000円から8万2,500円の給与を受け取っていたと主張している。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書(47か月分)には支給月の記載は有るが支給年の記載欄が無く、手書きで欄外に支給年が追記されているところ、保険料控除の記載が無い2か月分の給与明細書(総支給額は、いずれも8万2,500円)を除く残りの45か月分の給与明細書(総支給額は、5万5,000円又は8万円)については、当該給与明細書に記載されている総支給額、健康

保険料及び厚生年金保険料の控除額から支給年月を検証すると、昭和41年4月から45年7月までの期間に支給された給与に係る明細書であると推認される。

また、申立期間当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の高等級は、昭和40年5月から44年10月までは23等級で6万円、44年11月からは28等級で10万円とされており、当該給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、国（厚生労働省）の厚生年金保険の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、A株式会社は、「人事記録、給与台帳等の資料は無い。」と回答しており、申立期間当時、事務を担当していた者は既に死亡していることから、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、利益配当金、燃料手当及び賞与が支給されていたのに、これらに係る国（厚生労働省）の記録が無く、年金の給付にも反映されていないのはおかしいと主張しているが、申立人から提出された当該一時金に係る明細書からは、支給年月を特定することはできない上、賞与から給与と同様に保険料が徴収される総報酬制が導入されたのは平成15年4月からであり、申立期間当時、年3回以下の賞与等については、厚生年金保険に係る標準報酬月額の算定の対象とはなっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。